

福祉・介護職員（特定）処遇改善加算要件の取り組み

【福祉・介護職員処遇改善加算とは】

福祉・介護職員の賃金をあげるためのお金を事業所に支給する制度で、介護職のためにキャリアアップの道すじを整えたり、職場環境の改善を行った事業所に対して支給されます。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の「見える化」を行っていること

【見える化要件とは】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	「すぽ・まい」としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。

	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	弊社キャリアパス基準をもとに、半期ごとに職責に応じた目標立案・実績評価の人事考課と連動させている。
労働環境・ 待遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	日々の療育後及び毎月1回全施設合同ミーティングを実施し、情報・課題・改善策等の共有を行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	「事故対応・防止マニュアル」「防災マニュアル」「虐待・身体拘束対応マニュアル」「防犯マニュアル、衛生管理マニュアル」を作成し、責任の所在を明確にしている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備	年次での健康診断の受診、施設内及び敷地内全面禁煙を実施している。
その他	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	障害福祉サービス等情報公表制度と弊社ホームページで「すば・まい」の「基本理念」「基本方針」「特徴」を掲載している。
	非正規職員から正規職員への転換	パートタイマー就業規則内に正規雇用への転換条項を記載し、準じている。
	職員の増員による業務負担の軽減	職員配置基準人数に1～3名多く配置し、業務負担の軽減を行っている。